

都市再生基本方針一部変更の概要

「都市再生に取り組む基本的考え方」の見直し

(平成30年4月26日都市再生本部決定)

- 世界に直結、機能、成長する中枢中核都市への再生
- 世界の成長等の取込による所得向上に資する都市再生
- 近未来技術の実装等による世界最先端の都市再生

都市再生特別措置法の改正

(平成30年4月25日公布、3か月以内施行)

- 都市のスポンジ化対策
- 都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

都市再生基本方針の一部変更

目次

- 第一 都市再生の意義及び目標に関する事項
 - 1 都市再生の意義及び目標
 - 2 大都市における都市再生の意義及び目標
- 第二 都市再生に関する施策の基本的方針
 - 1 都市再生に取り組む基本姿勢
 - 2 都市再生に関する施策の基本的方針
 - 3 大都市における都市再生に関する施策の基本的方針
- 第三 都市再生緊急整備地域等を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項
 - 1 指定基準
 - 2 指定の進め方
 - 3 施策の集中的実施
 - 4 整備に当たっての配慮等
 - 5 評価及び指定の見直し等
- 第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項
 - 1 自主性と創意工夫による全国の都市再生の推進
 - 2 都市再生整備計画において具体的に明らかにされるべき視点等
- 第五 立地適正化計画の作成に関する基本的事項
 - 1 都市のコンパクト化に向けた包括的なマスタープランの作成
 - 2 立地適正化計画において具体的に明らかにされるべき視点等

主な変更内容

都市再生の意義・基本姿勢

- 東京一極集中の是正、地方創生
- SDGs（持続可能な開発目標の達成）
- Society5.0の実現
- 地方経済のエンジンとなる中枢中核都市等への質の高い投資
- AIやIoTなどの近未来技術を組み込んだ都市再生の推進
- スーパー・メガリージョンの形成
- 地方大学やグローバルニッチトップ企業等との連携
- クラウドファンディング等FinTechを活用した資金の多様化
- 都市のスポンジ化への対処、予防によるエリア価値の維持・向上

都市再生緊急整備地域等の指定

- 都市再生緊急整備地域の候補となる地域の設定
- 特定都市再生緊急整備地域の指定基準

関連施策等

- 都市再生駐車施設配置計画の作成
- 低未利用土地の利用及び管理に関する指針の作成
- 都市機能誘導区域における誘導施設の休廃止に係る勧告基準の制定等、届出・勧告制度の適切な運用